

実家が
空き家にな
っていませんか？



空き家を
持っているが
管理に困っている。

相続した空き家の
近隣住民から
苦情が来るが
どうしたら良い？

空き家を
手放さずに
活用できない？

親が施設入居する
ことになり
実家に誰もいなくなるが
どうしたら良い？

空き家のままでと
税金が高くなると
言うのは本当？

これだけは 知っておきたい 相続と 空き家利活用

セミナー & 無料相談会



7/6
土

13:30~16:30

[受付開始 13:15~]

●先着60名様(セミナー)

予約
不要

無料

セミナー
内容

13:30 不動産のプロから見た
空き家対策の実例

行政書士 宅地建物取引士: 佐々木 由美子氏

14:10 休憩

14:15 不動産・相続・贈与・
売却の税のポイント

税理士: 村本 政彦氏

14:55 休憩

15:00 知っておきたい
相続手続き

行政書士: 小原 幹晶氏

16:00 セミナー終了予定

会場

中野サンプラザ 7階 研修室

中野区中野4-1-1 (中野駅北口 徒歩約5分)



無料相談会の受付時間は、13:15~16:00です。

空き家の利活用セミナーと無料相談会に関するお問い合わせ

東京都行政書士会



03-3477-2881

主催: 東京都行政書士会
後援: 中野区

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

こんなお悩みありませんか？



一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？



遺言書の作成



高齢の親が認知症で施設入居することになった。空き家になりそうな実家など
財産管理はどうしよう？



成年後見制度の活用



親が亡くなった後、不動産の名義が
親のままになっているが、どうしよう？



遺産分割協議書の作成



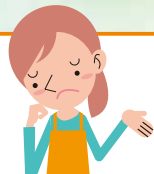
親の家を相続することになったが、
住む予定はない。何か活用できないか？



相続した空き家の利活用



空き家を活用して民泊やカフェをしたいが
開業の届けはどうするの？



各種許認可申請



空き家をリフォームして賃貸したいけど、
費用が高額になりそうだからどうしよう？



補助金等申請



あなたのお悩み、行政書士が
解決いたします！



空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会 市民相談センター
空家問題サポートセンター
(空家対策特別委員会)



03-5489-2411

電話相談 12:30～16:30 (土・日・祝日除く)



ホームページ <http://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。事案処理は有料となる場合がございます。

行政書士は街の法律家

権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続きの専門家です。
遺言書の作成、相続手續のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。
「平成31年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。